

締約国に関する情報 E S	スペイン 一般情報	附属書 B 1 E S
国内官庁の名称	Spanish Patent and Trademark Office (スペイン特許商標庁)	
所在地及び郵便のあて名	Paseo de la Castellana 75, 28071 Madrid, Spain	
電話番号	(34) 902 157 530	
ファクシミリ装置	(34-91) 349 55 97	
電子メール	informacion@oepm.es	
インターネット	www.oepm.es	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	出願人に国際及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある ¹	
スペインの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、スペイン特許商標庁、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
国内法令 ² は欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： スペイン国内で行われた発明 ³ 居住者による出願 ³	

[次頁に続く]

1 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。www.oepm.es

2 特許に関する2015年7月24日の法律No. 24/2015, 第163条。

3 スペイン特許商標庁に行った先の出願から優先権を主張する場合を除く。

E S	スペイン (続き)	E S
スペインが指定 (又は選択) されている 場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：スペイン特許商標庁 (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (E P O) (国内段階参照)	
スペインを選択できるか？	できる (P C T 第 II 章に拘束)	
P C T に基づき取得可能な保護の種類	国内：特 許，実用新案 欧 州：特 許	
国際型調査に関するスペインの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合： 特許付与の後，出願人は，国際出願の国際公開後の期間について正当な補償金を請求する権利を有する。そのために，国際公開がスペイン語でされなかった場合には，出願人は，スペイン語による国際出願の翻訳文を特許商標庁に提出しなければならない。仮保護は，管轄官庁がスペイン語で国際出願を公開した日から適用される。</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合： 国際公開後 (スペイン語による場合) 又は，国際公開がスペイン語以外の言語でされた場合で，出願人が仮保護を考慮して特別の手数料の支払と共に提出した欧州特許出願のスペイン語による請求の範囲の翻訳文が特許商標庁によって公表された後に，事情に応じた正当な補償金を請求することができる。国際出願が欧州広域段階に入り，国際公開の言及が欧州特許公報で公表される前は，スペイン語による請求の範囲の翻訳は提出できない。出願人がスペイン又は欧州共同体の国に居住していない場合には，翻訳文は，特許商標庁に対して活動する資格を有する弁理士が作成するか又はスペイン外務省によって指名された宣誓した翻訳者が認証しなければならない。更に，2018年3月26日の大臣命令 E T U / 320 / 2018 の規定に従い言語及び技術知識を有する旨を宣言する者も，翻訳文を作成することができる。</p>	

[次頁に続く]

E S

スペイン (続き)

E S

スペインが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

国内保護について

スペインが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

発明者のあて名の記載はスペイン特許商標庁によって要求されない。氏名 (名称) は願書中に記載するか、又は後で提出することもできる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

あり (附属書L参照)

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照